

公園内における撮影行為の許可取扱について

横浜市内の公園内における撮影行為については、その公園を所管する公園緑地事務所又は各区土木事務所で申請を受け付け、許可を出しています。

1 公園利用の基本的な考え方と制限

公園は市民の皆さんの憩いの場であり、安全で快適に過ごせる場所です。よって、撮影により、長時間、多くのスペースを占有すること、また、大きな音を出すようなことは、他の公園利用者に迷惑がかかるので、撮影を許可することは出来ません。

また、多くの機材を搬入して撮影するものは、準備にも時間がかかる上、搬出入の際に一般の利用者に迷惑をかけるおそれがあるので、同様に許可することが出来ません。（機材を運ぶために公園に車を乗り入れることも禁止します。）

さらに、公園内での禁止行為・制限行為とされているものの撮影についても、許可することが出来ません。

《具体例》

- (1) 車両（車、バイク、自転車）の撮影
- (2) 動物（犬等）を放し飼いにしている撮影。
- (3) 運動施設以外でのサッカーや野球などの球技の撮影
- (4) 火気を使用している撮影。
- (5) 機械を使用した雨や雪を降らす撮影。
- (6) その他、公園利用者に不快感を与えるもの、周辺住民に迷惑をかけるもの。
- (7) 公園の状況によっては、上記以外の理由により撮影できない場合がありますので、各事務所、土木事務所などと十分に調整願います。

2 撮影日及び撮影時間

平日の午前9時から午後5時まで（なお、この時間には撮影のための準備及び撮影後の撤収の時間を含みます。）の間を原則とします。

3 撮影期間

公園内の施設等を長期にわたり使用する撮影はできません。原則は1日です。

4 申請期間

撮影をする日の1週間前までに申請書を提出してください（提出期限厳守・FAX可）

5 撮影行為使用料

1公園につき半日（4時間まで） 写真撮影 15,000円、ビデオ撮影30,000円撮影が半日（4時間）を超える場合、2回分の使用料がかかります。

6 公園内の有料施設における撮影行為

有料施設での撮影行為は、その施設を使用する許可を得ていることが前提です。

(1) テニスコート、野球場及び運動広場の場合

テニスコート、野球場及び運動広場等の有料施設は、「市民利用施設予約システム」により、2か月前から一般市民が申し込んでおり、空いてない場合がほとんどです。

また、テニスコートについては隣接するコートでのプレーに支障を来す恐れがあるため、原則として撮影の許可は行いません。

(2) 球技場及び陸上競技場の場合

芝を良好な状態に保つため、フィールド(芝生)での撮影はすべてお断りします。

陸上競技場のトラック、球技場のロッカーや通路などその他の場所については、他の使用者がない場合で、1時間程度で準備からすべての撮影が終了する場合のみ許可を行うことがあります。

(3) 使用料

撮影許可使用料のほか、有料施設使用料を合わせてお支払いいただきます。

7 その他

・地区公園など身近な公園の撮影については、各区の土木事務所へ申請してください。

撮影時、公園周辺での路上駐車之苦情が寄せられています。車両は近隣の駐車場へ駐車するよう、ご協力下さい。

・公園ごとの事情により、撮影にあたって禁止事項や制限事項が加わる場合があります。必ず所管の事務所にご確認ください。

8 問い合わせ 申請先

各事務所又は各区土木事務所へ問い合わせ願います。北部公園緑地事務所

(鶴見区、神奈川区、保土ヶ谷区、旭区、港北区、緑区、青葉区、都筑区の大規模な公園や有料運動施設のある公園などを所管)

電話 045 (353) 1166 所在地:旭区こども自然公園内南部公園緑地事務所

(南区、港南区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区の大規模な公園や有料運動施設のある公園などを所管)

電話 045 (831) 8484 所在地:港南区港南台中央公園内都心部公園担当

(西区、中区の大規模な公園や有料運動施設のある公園などを所管) 電話 045 (671) 3648 所在地:中区関内中央ビル

各区土木事務所 (原則、身近な公園を所管)

※ 野毛山動物園、金沢動物園、よこはま動物園での撮影につきましては、各動物園へ直接お問い合わせください。